

公 示 送 達 書

下記の者に係る督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。
なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和 8 年 10 月 9 日

四街道市長 鈴木 陽介

氏 名	書 類 名	備 考
BUI VAN CUONG	令和 7 年度市県民税第 3 期督促状	
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		